

申告相談時の持ち物および日程について

下記「申告相談時の持ち物確認表」および裏面の「市・県民税の申告相談日程表」などをご覧ください、申告をお願いします。
※令和7年1月1日現在、天童市に住所（住民登録）がある方が対象です。

1. 申告相談時の持ち物確認表

下記必要書類を事前にご準備いただき申告会場にお越しください。

項目	必要書類	備考
必要となるもの	市・県民税申告書	市から送付された方
	マイナンバーカード	お持ちでない方は、通知カード+本人確認書類（運転免許証など）
	申告者名義の口座情報が分かるもの	所得税の還付申告を受ける方
	「確定申告のお知らせ」はがき	税務署より送付された方
所得に関する書類	営農不業業産	収支内訳書 事前作成が必要です。 帳簿、領収書など収入と経費が分かる書類 正しく記入された帳簿を持参する場合のみ領収書は不要です。
	給与	令和6年分の源泉徴収票 お持ちでない方は、給与明細などの支払額が確認できる書類（複数ある場合はすべて必要です。）
	公的年金等	複数ある場合はすべて必要です。
	業務・その他	支払調書、領収書、個人年金払込のお知らせなど
	総合譲渡	収入と経費が分かる書類 売買契約書、領収書など（土地収用による収入の場合は、公共事業用資産の買取等の証明書など）
	一時	一時金払込のお知らせなど
控除に関する書類	社会保険料控除	支払額を証明する書類、領収書、保険料(税)納付済額のお知らせ 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料など（領収書などを紛失した場合は、市納税課にお問い合わせください。）
	生命保険料控除	掛金払込証明書など 各保険会社から送付された証明書（紛失した場合は、各保険会社にお問い合わせください。）
	地震保険料控除	障害者手帳 令和6年12月31日時点で交付されている方
	障害者控除	障害者控除対象者認定書 要介護認定を受けている方で、一定の要件を満たす方に発送しています。（紛失した場合は、市保険給付課にお問い合わせください。）
	配偶者(特別)控除および扶養控除	所得が分かるもの 対象の親族の源泉徴収票、申告書の控えなど
	医療費控除	医療費控除の明細書 事前作成が必要です。領収書の添付や提示では申告することができません。 医療費通知(医療費のお知らせ) 医療費通知を利用して明細の記入を省略する場合

※書類がない場合、控除を受けることができませんのでご注意ください。

※上記以外の控除を申告する場合は、山形税務署または市税務課にお問い合わせください。

2. 申告書の提出について【提出期限は3月17日です】

提出期限内に申告がないと次に影響する場合があります	■各種証明書などの発行 ■国民健康保険税や介護保険料など ■その他
e-Tax（電子申告）のお知らせ	所得税の確定申告は、スマートフォン、タブレットおよびパソコンで自宅などからマイナンバーカードなどを利用した申告手続きが可能です。①待ち時間ゼロ②24時間いつでも利用可能③還付金を早く受け取れる、メリットがあります。詳しくは国税庁のホームページなどをご覧ください。
お問い合わせ	天童市税務課市民税係 〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号 Tel：023-654-1111 内線：774～776